

富田林市条例第 号

富田林市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例

富田林市社会教育委員設置条例（昭和39年富田林市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「(設置)」を付し、同条中「おく」を「置く」に改める。

第2条に見出しとして「(定数及び構成)」を付し、同条中「10名」を「15人」に改め、同条に次の1項を加える。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

第3条を削る。

第4条に見出しとして「(任期)」を付し、同条第1項中「とする」を「とし、再任は妨げない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条第2項中「委員は、特別の事情があるときは、任期中であつても」を「前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特別の事情があるときは、任期中でも委員を」に改め、同条第3項及び第4項を削り、同条を第3条とする。

第5条に見出しとして「(委員の報酬及び費用弁償)」を付し、同条中「の額は、別にこれを定める」を「及び費用弁償については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例（昭和51年富田林市条例第20号）による」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の1項を加える。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

富田林市社会教育委員設置条例（昭和39年富田林市条例第31号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき、富田林市社会教育委員（以下「委員」という。）を<u>お</u>く。</p> <p>第2条 委員の定数は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>第3条 <u>委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。</u></p> <p>第4条 委員の任期は、<u>2年</u>とする —。</p> <p>2 <u>委員は、特別の事情があるときは、任期中であつても</u> _____ 解嘱することができる。</p> <p>3 <u>補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>4 <u>委員は、再任されることができる。</u></p> <p>第5条 委員の報酬の額は、別にこれを定める _____</p>	<p><u>（設置）</u></p> <p>第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき、富田林市社会教育委員（以下「委員」という。）を<u>置</u>く。</p> <p><u>（定数及び構成）</u></p> <p>第2条 委員の定数は、<u>15</u>人以内とする。</p> <p>2 <u>委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。</u></p> <p><u>（1） 学校教育の関係者</u></p> <p><u>（2） 社会教育の関係者</u></p> <p><u>（3） 家庭教育の向上に資する活動を行う者</u></p> <p><u>（4） 学識経験の有する者</u></p> <p><u>（5） 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者</u></p> <p><u>（任期）</u></p> <p>第3条 委員の任期は、<u>2年</u>とし、再任は妨げない。<u>ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特別の事情があるときは、任期中でも委員を解嘱することができる。</u></p> <p><u>（委員の報酬及び費用弁償）</u></p> <p>第4条 委員の報酬及び費用弁償については、<u>特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁</u></p>

償支給条例（昭和51年富田林市条例第20号）による。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。